



ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

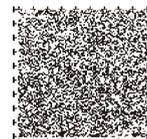
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、

困っているようであれば声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。



配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障がい者や聴覚障がい者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

「岐阜県ヘルプマークサポーター」及び「岐阜県ヘルプマーク普及啓発サポーター」を募集しています。

岐阜県では、様々な障がいの特性や配慮を理解し、ヘルプマーク所持者に対する声掛けや手助けを実践する岐阜県ヘルプマークサポーター及び、ヘルプマークの趣旨を理解し、普及啓発に関する取組を企画・実施する岐阜県ヘルプマーク普及啓発サポーターを養成するため、研修会を実施しています。

- ヘルプマークは、下記の場所で配布しています。
各市町村の障がい福祉担当課 / 県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨） / 岐阜地域福祉事務所 / 岐阜県障がい者総合相談センター / 岐阜県庁障害福祉課
- ヘルプマークの片面には、必要な支援を記載したシールを貼ることができます。
- ヘルプマークの啓発を応援いただける方や事業所に、ポスター及びチラシをお配りしています。詳しくは、県庁障害福祉課までお尋ねください。
- 詳しくは、下記の県庁ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/helpmark.html>

（お問い合わせ先）

岐阜県健康福祉部障害福祉課 電話 058-272-1111（内線 3485） FAX 058-278-2643

